

令和5年議案第86号

江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約の締結について

令和5年8月18日一般競争入札に付した江南市新学校給食センター整備等事業について、下記のとおり契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江南市新学校給食センター整備等事業 |
| 2 契約の方法 | 総合評価落札方式による一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 11,004,907,349円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町牧森107番地
株式会社江南スクールランチ
代表取締役 福島 弘也 |

提案理由

この案を提出するのは、江南市新学校給食センター整備等事業の実施のため、必要があるからであります。

江南市新学校給食センター整備等事業

事業契約書

- 1 事業名 江南市新学校給食センター整備等事業
2 事業場所 江南市小林町鴨ヶ池 109 番地
3 契約期間 自 事業契約締結日 至 令和 22 年 8 月 31 日
4 契約金額 金 11,004,907,349 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 971,663,654 円)
(ただし江南市新学校給食センター整備等事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。)
5 契約保証金 金 422,928,352 円

上記の江南市新学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、別記約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、ここで言う受注者は、入札説明書等に記載する SPC を指す。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定により江南市議会の議決を経るまでは仮契約として取り扱いその効力がないものとし、江南市議会の議決を得てはじめて効力を生じるものとする。

なお、江南市議会の議決を得られなかった場合は、仮契約は将来にわたってその効力を生じないものとし、この契約が無効になった場合においても発注者は損害賠償の責を負わない。

また、この契約の締結及びその履行に際し、発注者は、本事業が PFI 法に基づき民間事業者によって実施されることを、受注者は、本事業が公共サービスを提供するために行う事業であり、かつ、公共施設の整備事業として高い公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

発注者： 江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延

印

受注者： 江南市古知野町牧森 107 番地
株式会社江南スクールランチ
代表取締役 福島 弘也

印